

No. 1049 (2019. 3.18)

## 米国の通商政策の動向

はじめに

- I 米国通商法に基づく追加関税措置と各国の対応
  - II 既存の通商協定の再交渉
  - III 今後交渉予定の通商協定等
- おわりに

キーワード：トランプ政権、貿易摩擦、WTO

- 2018年以降、米国のトランプ政権が米国通商法に基づく追加関税措置を多用するなど、保護主義的な通商政策を本格化させ、世界の注目を集めている。米国による措置と各国の報復には、WTO協定に違反する可能性が高いものも含まれる。
- トランプ政権は、既存のFTAについても再交渉を進めている。再交渉においては、米国通商法に基づく追加関税措置などを取引材料に、米国の主張の多くを相手国・地域に認めさせている。
- 今後、米EU間や日米間の貿易協定に係る交渉の本格化も見込まれる。また、WTOについても改革が進められる予定である。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 うえだ だいすけ 植田 大祐

## はじめに

2018年以降、米国のトランプ（Donald Trump）政権が輸入に係る関税の引上げ措置を多用するなど、保護主義的な通商政策を本格化させ、世界の注目を集めている。トランプ政権による一連の措置に対しては各国・地域が報復を行っているが、特に中国との間では報復の応酬に発展しており、報道等では「貿易戦争」や「新冷戦」と形容される状況に陥っている<sup>1</sup>。世界第1位と第2位の経済大国の間で繰り広げられるこうした通商摩擦は、両国経済のみならず、世界経済にも多大な悪影響を及ぼし得ることから、その趨勢が懸念されている。

トランプ政権発足後における米国の保護主義化の背景には、米国は中国を始めとする各国の不公正な貿易慣行により巨額の貿易赤字を抱え、米国の富や雇用、先端技術が収奪されてきたとするトランプ大統領の主張がある<sup>2</sup>。2018年11月の中間選挙の結果、米国議会は上下院で多数派が異なるねじれ状態となったことを受け、トランプ大統領は自らの裁量で政策実行が容易な通商政策に一層固執して、今後、米国の保護主義的な姿勢がさらに強硬になる可能性も指摘されている<sup>3</sup>。

そこで、本稿では、トランプ政権による米国通商法に基づく措置や既存の通商協定の再交渉について、経緯や問題点等を概観する。また、日米物品貿易協定（Trade Agreement on goods: TAG）交渉など、今後、交渉が本格化する見込みの協定等についても、概要を整理する。

## I 米国通商法に基づく追加関税措置と各国の対応

本章では、トランプ政権による米国通商法に基づく措置の経緯、概要等について整理する。

### 1 1974年通商法201条に基づく大型洗濯機と太陽光発電パネルに対する措置

2018年に入りトランプ政権が最初に発動させた米国通商法に基づく措置は、1月23日に大統領布告が発出された、1974年通商法201条<sup>4</sup>（以下「201条」）に基づく大型洗濯機と太陽光発電パネルの輸入に対する措置である。201条は、米国企業の要請等に基づく国際貿易委員会（International Trade Commission）の調査の結果、特定品目の輸入急増による国内産業への重大な損害やその可能性が認定された場合、大統領に当該輸入を制限するための追加関税等の措置を講じることを認めるセーフガードと呼ばれる規定である。201条に基づく措置は一時的なものであり、措置の発動期間中に国内産業が国際競争力の強化等の対応を行うことが想定されている<sup>5</sup>。

今回の措置のうち、大型洗濯機については、韓国のサムスン電子、LGエレクトロニクスの2

\* 本稿は、2019年2月26日までの情報に基づく。

<sup>1</sup> 「覇権 米中攻防 関係暗転 「新冷戦」の様相」『読売新聞』2018.10.28などを参照。

<sup>2</sup> “The Inaugural Address,” January 20, 2017. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/the-inaugural-address/>>; 木村誠「米国トランプ政権の通商政策の現状と課題」『国際貿易と投資』108号, 2017.6, pp. 3-16などを参照。

<sup>3</sup> 同上, p.7.

<sup>4</sup> Section 201 of the Trade Act of 1974, 19 U.S.C. §2251.

<sup>5</sup> Vivian C. Jones, “Safeguards: Section 201 of the Trade Act of 1974,” *In Focus*, IF10766, December 31, 2018. <<http://fas.org/sgp/crs/misc/IF10786.pdf>>などを参照。

社が不当なダンピング等を行っているとして、米国企業が調査の要請を行っていたもので、損害が認定され、3年間の期限とする関税割当が発動された<sup>6</sup>。また、太陽光発電パネルについては、既に発動されていたアンチダンピング課税を回避するため中国企業が生産拠点を国外に移転させているなどとして、米国企業が調査の要請を行っていたもので、損害が認定され、通常関税にセーフガード関税を上乗せする措置が4年間の期限として発動された<sup>7</sup>。

韓国、中国は、201条に基づく米国の措置について、それぞれ5月14日と8月14日にWTOへ提訴した。また、201条に基づく措置は、開発途上国などの一部例外を除き、韓国、中国以外からの輸入も対象となるため、対象品目の主要輸出国が米国の措置を批判する声明を発出している<sup>8</sup>。

## 2 1962年通商拡大法 232条に基づく鉄鋼、アルミニウムに対する追加関税措置

### (1) 1962年通商拡大法 232条の概要

次に発動したのは、1962年通商拡大法 232条<sup>9</sup>（以下「232条」）に基づく鉄鋼、アルミニウムに対する追加関税措置である。232条は、政府機関や利害関係者等からの要請に基づく調査の結果、特定品目の輸入が米国の国内産業に打撃を与え、国家安全保障を損なうと商務省が認定した場合、大統領に対して当該品目の輸入制限措置を講じる権限を与える条項である<sup>10</sup>（図1参照）。

1962年以降、本稿執筆時点までに、232条に基づく調査は30件実施されおり、このうち鉄鋼、アルミニウム、自動車・自動車部品、ウランの輸入に関する4件がトランプ政権下の事例である。ただし、自動車・自動車部品とウランについては、本稿執筆時点で輸入制限措置発動の是非等の結論は出ていない。まだ結論が出ていないこれら2件を除くと、商務省が米国の国家安全保障への悪影響を認定したのは11件であり、大統領が何らかの輸入制限措置を講じることを決定したのは、11件のうち8件である<sup>11</sup>。

米国を含むWTO（世界貿易機関）加盟国・地域は、WTO譲許税率<sup>12</sup>を超える関税賦課や輸入数量割当などの措置を一方向的に講じることは原則禁じられている。しかし、WTO協定には、環境保護や税関における水際規制等の様々な国内政策に必要な貿易制限措置を例外として正当化するための条項が設けられている<sup>13</sup>。トランプ政権は、232条に基づく鉄鋼、アルミニウムに対する措置について、こうした例外規定のうち、国家安全保障のためのGATT（General

<sup>6</sup> “Trump hits solar, washer imports in Section 201 decisions,” *Inside U.S. Trade*, January 22, 2018などを参照。

<sup>7</sup> 「太陽光発電パネルの輸入による国内産業の損害を認定—セーフガード発動ならカナダ以外の全ての国が対象に—」『通商弘報』2017.9.29; *ibid*などを参照。

<sup>8</sup> 経済産業省『不公正貿易報告書 2018年版』p.45。

<sup>9</sup> Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, 19 U.S.C. §1862。

<sup>10</sup> Rachel F. Fefer and Vivian C. Jones, “Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962,” *In Focus*, IF10667, February 23, 2018. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/IF10667.pdf>>; 松下満雄「米国の国家安全保障に基づく輸入制限」『国際商事法務』46(4), 2018.4, pp.447-455。

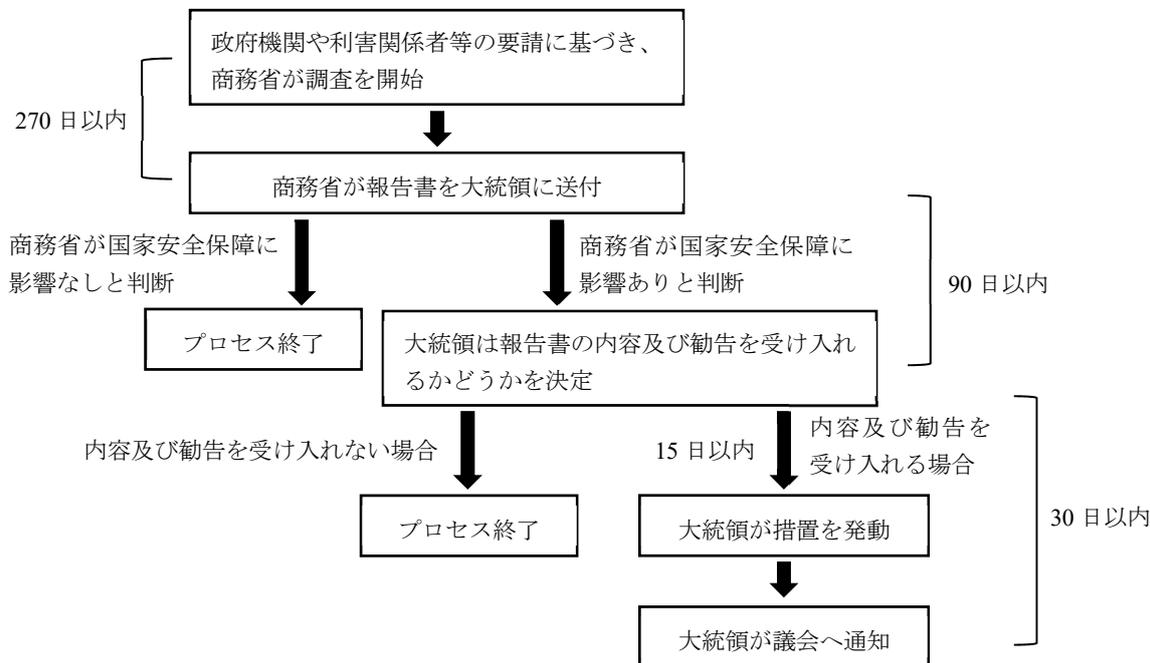
<sup>11</sup> Rachel F. Fefer et al., “Section 232 Investigations: Overview and Issues for Congress,” *CRS Report*, R45249, November 21, 2018. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R45249.pdf>> なお、大統領が何らかの輸入制限措置を発動した8件には、発動後に連邦裁判所によって措置が違法とされたものなども含む（Bureau of Industry and Security Office of Technology Evaluation, “Section 232 Investigations Program Guide,” 2007. <<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/section-232-investigations/86-section-232-booklet/file>>などを参照）。

<sup>12</sup> あるWTO加盟国・地域が、その他のWTO加盟国・地域からの輸入品に課することができる品目ごとの関税率の上限。

<sup>13</sup> 経済産業省 前掲注(8), pp.167-189。

Agreement on Tariffs and Trade) <sup>14</sup>21 条を基にその正当性を主張しているが、鉄鋼、アルミニウムの輸入が当該条項に該当すると見る向きは少なく、WTO 協定違反の可能性が指摘されている<sup>15</sup>。

図 1 232 条の措置発動プロセス



(出典) 各種資料を基に筆者作成。

## (2) 措置発動の経緯

鉄鋼、アルミニウムについては、トランプ大統領の指示を受けた商務省によりそれぞれ 2017 年 4 月 19 日と 26 日に調査が開始され<sup>16</sup>、これらの品目の輸入が米国の国家安全保障を損なうとする報告書が 2018 年 1 月 11 日と 17 日にトランプ大統領に提出された<sup>17</sup>。当該報告書を受け、トランプ大統領は、鉄鋼については 25%、アルミニウムについては 10%の追加関税を賦課する旨の大統領令に 3 月 8 日に署名し、3 月 23 日に当該措置が発動された<sup>18</sup>。232 条に基づく措置は基本的には全世界からの輸入が対象となるが、当時進行中であった通商協定交渉への影響や安全保障などの観点から、カナダ、メキシコ、EU、韓国、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリアの 7 か国・地域については当対象から除外された<sup>19</sup>。その後、6 月にはカナダ、メキシコ、EU に対して当該措置が発動されたが、アルゼンチンは鉄鋼、アルミニウム双方について、韓国とブラジルは鉄鋼について、米国への輸出数量制限等を条件に今後も除外措置が継続

<sup>14</sup> 「関税及び貿易に関する一般協定」外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w\\_000135.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000135.html)>

<sup>15</sup> 川瀬剛志「鉄鋼・アルミニウム輸入に対する米国 1962 年通商拡大法 232 条の発動—WTO 体制による法の支配を揺るがす安全保障例外の濫用と報復の応酬—」2018.3.29. 経済産業研究所ウェブサイト <[https://www.rieti.go.jp/jp/special/special\\_report/095.html](https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/095.html)>などを参照。

<sup>16</sup> Fefer et al., *op.cit.*(11)などを参照。

<sup>17</sup> “Secretary Ross Releases Steel and Aluminum 232 Reports in Coordination with White House.” U.S. Department of Commerce website <<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2018/02/secretary-ross-releases-steel-and-aluminum-232-reports-coordination>>

<sup>18</sup> 「米、鉄鋼に関税 25% アルミは 10% 輸入制限 貿易戦争の懸念」『日本経済新聞』2018.3.2, 夕刊などを参照。

<sup>19</sup> 「米中 貿易戦争の様相」『読売新聞』2018.3.24 などを参照。

することとなった。また、オーストラリアについては、輸出数量制限等の条件は公表されていないが、除外措置が継続することとなった<sup>20</sup>。

### (3) 各国・地域の対応

鉄鋼、アルミニウムの追加関税措置に対しては、公表直後から各国・地域による批判の聲が上がっており、一部の国・地域は米国からの輸入品に対して報復関税措置を講じている（表 1 参照）。これらの報復関税措置は、今回の米国の措置をセーフガードとみなし、WTO セーフガード協定 8 条<sup>21</sup>を基に発動されている。これは、WTO 紛争解決機関（Dispute Settlement Body: DSB）での審議を経て報復措置が認められるには通常 2 年半から 3 年程度の時間を要するところ、WTO セーフガード協定 8 条に基づけば即時の報復が可能となるためである<sup>22</sup>。しかし、米国は、セーフガードではなく国家安全保障の観点から 232 条に基づく追加関税措置を発動しており、米国の鉄鋼、アルミニウムの輸入の状況はセーフガードの条件にも適合していない。したがって、今回の措置をセーフガードとみなした上での報復措置の発動は、WTO 協定違反である可能性が高い<sup>23</sup>。

表 1 232 条に基づく鉄鋼、アルミニウムに対する追加関税措置に対する主な報復関税措置

国名	報復開始日	主な対象品目	対象品目の米国からの輸入額
中国	2018.4.2	果物、野菜、ワイン等	30 億ドル
メキシコ	2018.6.5.	豚肉、リンゴ、ジャガイモ等	37 億ドル
トルコ	2018.6.21.	食品、紙、プラスチック等	18 億ドル
EU	2018.6.22.	鉄鋼・アルミニウム製品、バーボンウィスキー、オートバイ等	32 億ドル
カナダ	2018.7.1.	鉄鋼、アルミニウム、コーヒー等	127 億ドル
ロシア	2018.7.6.	道路建設用機器、金属加工品等	3.5 億ドル
インド	2018.12.17.	ナッツ、リンゴ、鉄鋼製品等	14 億ドル

(注 1) トルコについては、米国が 8 月 10 日にトルコに対する鉄鋼、アルミニウムの関税率を更に引き上げたことを受け、8 月 15 日に報復関税の税率を引き上げている。

(注 2) EU、ロシアについては、今後の状況次第で第 2 弾の報復関税措置が実施される可能性がある。

(出典) Rachel F. Fefer et al., “Section 232 Investigations: Overview and Issues for Congress,” *CRS Report*, R45249, November 21, 2018. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R45249.pdf>>; 各種報道を基に筆者作成。

また、EU、中国等は、米国の 232 条に基づく措置を WTO に提訴している。こうした動きに対し、米国は、国家安全保障に係る措置の正当性は WTO が判断すべきではないと主張しており<sup>24</sup>、WTO のアゼベド（Roberto Azevêdo）事務局長も、国家安全保障に係る措置は WTO に委ねるのではなく、関係国間の協議で解決すべきであると指摘している<sup>25</sup>。一方、もし WTO が加盟国・地域の措置と GATT21 条の関係を判断できないとなれば、加盟国・地域は GATT21 条を

<sup>20</sup> 「米、EU・カナダ・メキシコに鉄鋼・アルミの追加関税」『ビジネス短信』2018.6.1などを参照。

<sup>21</sup> 「セーフガードに関する協定」外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25\\_000425.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000425.html)>

<sup>22</sup> 川瀬 前掲注(15)

<sup>23</sup> 同上; “EU retort to Trump’s tariffs risks breaching WTO rules,” *Financial Times*, March 6, 2018などを参照。

<sup>24</sup> “U.S.: Ruling on 232 tariffs would undermine ‘viability’ of WTO,” *Inside U.S. Trade*, October 29, 2018; 菅原淳一「2019 年の日本の通商政策課題」『みずほインサイト』2018.12.21. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl181221.pdf>>

<sup>25</sup> “Azevêdo: Challenging U.S. 232 tariffs at WTO a ‘risky’ strategy,” *Inside U.S. Trade*, December 4, 2018.

根拠にいかなる措置でも発動できてしまうことになるとの反論もある<sup>26</sup>。

### 3 1974年通商法 301条に基づく中国からの輸入に対する追加関税措置

#### (1) 1974年通商法 301条の概要

201条、232条に基づく措置は、必ずしも中国のみを対象としたものではなかったが、1974年通商法 301条<sup>27</sup>（以下「301条」）に基づく措置は、中国のみを対象としたものである。301条は、米国通商代表部（Office of the United States Trade Representative: USTR）が、他国・地域の政策的行為、貿易慣行等を通商協定違反や米国の貿易、直接投資等を阻害する不公正な措置と認定した場合、当該国・地域に対して輸入制限等の報復措置を講じる権限を USTR に与える規定である<sup>28</sup>。

301条の手続は、関係者からの提訴や USTR の判断で開始され、USTR は通常 12～18 か月以内に他国の行為が不公正なものかどうか、不公正と判断する場合にはどのような報復措置を講じるのかを決定する。1974年以降、USTR は 125 件の 301 条に係る案件の手続を開始し、そのうち 17 件において報復を行っている<sup>29</sup>。

#### (2) 措置発動の経緯と中国との報復の応酬

中国に対する 301 条に基づく調査は、トランプ大統領の指示を受け、2017 年 8 月 17 日に開始された。2018 年 3 月 22 日には、中国による米国企業に対する技術移転の強制や知的財産権の侵害といった不公正な措置を認定する報告書が公表され<sup>30</sup>、トランプ大統領は約 500 億ドル相当の中国からの輸入に対する追加関税措置や、TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）違反の疑いによる WTO への提訴等を指示した<sup>31</sup>。

トランプ政権の中国に対するこうした姿勢の背景には、慢性的な巨額の対中貿易赤字だけではなく、先端技術分野における米中の覇権争いがあることが指摘されている<sup>32</sup>。中国政府は、2025 年までに製造強国入りを目指す「中国製造 2025」<sup>33</sup>と呼ばれる産業政策を推進しており、トランプ政権は米国企業から不正に取得された技術等が当該政策に用いられているのではない

<sup>26</sup> 菅原 前掲注(24)

<sup>27</sup> Section 301 of the Trade Act of 1974, 19 U.S.C. §2411.

<sup>28</sup> トーマス・V. ヴェーカリックスほか（松下満雄監訳）『アメリカ通商法の解説』商事法務研究会、1989, pp.734-741.（原書名: Thomas V. Vakerics et al., *Antidumping, countervailing duty, and other trade actions*, 1987.）などを参照。

<sup>29</sup> Wayne M. Morrison, “Enforcing U.S. Trade Laws: Section 301 and China,” *In Focus*, IF10708, January 29, 2019. <<https://fas.org/spp/crs/row/IF10708.pdf>> などを参照。17 件のうちには、日本に対する報復措置（1987 年のカラーテレビ等）も含まれる。

<sup>30</sup> USTR, *Findings of the Investigation into China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation under Section 301 of the Trade Act of 1974*, March 22, 2018. <<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>>

<sup>31</sup> “Remarks by President Trump at Signing of a Presidential Memorandum Targeting China’s Economic Aggression,” March 22, 2018. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-signin-g-presidential-memorandum-targeting-chinas-economic-aggression/>> などを参照。

<sup>32</sup> “Navarro: Section 301 tariffs will hit China 2025 industries,” *Inside U.S. Trade*, March 28, 2018 などを参照。

<sup>33</sup> 2015 年 5 月に公表された政策で、今後育成する分野として、次世代情報技術（5G 等）、航空・宇宙設備、バイオ医薬・高性能医療機械等を挙げ、低利融資や減税等の措置によりこれらの分野の発展と製造業の高度化を目指すものである（「中国製造 2025 とは」『日本経済新聞』2018.12.7 などを参照）。

かとの懸念を有している<sup>34</sup>。

米国は、2018年7月6日の340億ドル相当の中国からの輸入に25%の追加関税を賦課する措置を皮切りに、8月23日には160億ドル相当の輸入に25%、9月24日には2000億ドル相当の輸入に10%の追加関税を賦課する措置を発動した（表2参照）。中国は、7月6日と8月23日の米国の措置に対してはほぼ同額の報復措置を即座に発動したが、中国の米国からの輸入額が米国の中国からの輸入額より小さいことから、9月24日の米国の2000億ドル相当の措置に対しては、600億ドル相当の措置を発動するにとどまっている<sup>35</sup>。なお、WTO紛争解決了解（Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes: DSU）23条では、他国の措置の一時的な違法認定と当該措置への対抗措置の発動を禁じており、対抗措置を発動する場合はWTOの手続を経る必要がある。したがって、301条に基づく米国の追加関税措置は当該条項に違反する。一方、中国による報復措置についても、WTOの手続を経ないことから、当該条項違反である<sup>36</sup>。

表2 301条に係る米中間の報復措置の応酬

米国	概要	中国
2018年 7月6日	○ 中国からの818品目（約340億ドル相当；航空宇宙、情報通信技術等）の輸入に対し、25%の追加関税措置発動。 ○ 上記関税措置からの除外プロセスを同時に発表。	
	○ 米国からの545品目（約340億ドル相当；大豆等農産物、自動車、水産物等）の輸入に対し、25%の追加関税措置発動。	2018年 7月6日
7月10日	○ トランプ大統領はUSTRに対し、中国からの6,031品目（2000億ドル相当；食料品、衣類、冷蔵庫等の消費財を含む。）の輸入に対し、10%の追加関税措置の検討を指示。	
	○ 米国による2000億ドル規模の追加関税措置について、WTOに提訴。	7月16日
8月1日	○ トランプ大統領は、7月10日にUSTRに検討を指示した追加関税措置について、税率の25%への引き上げ検討を指示。	
	○ 米国からの600億ドル相当の輸入品に対する最大25%の追加関税措置案を発表。	8月3日
8月23日	○ 中国からの279品目（約160億ドル相当；集積回路、化学製品、電気モーター等）の輸入に対し、25%の追加関税措置発動。	
	○ 米国からの約160億ドル相当の輸入に対し、25%の追加関税措置発動。	8月23日
9月24日	○ 中国からの5,745品目（約2000億ドル）の輸入に対し、10%の追加関税措置発動。 ※ 追加関税率は2019年1月1日に25%へ引き上げ予定であったが、12月1日の米中首脳会談を受け、引上げは当面延期。	
	○ 米国からの5,207品目（約600億ドル）の輸入に対し、5-10%の追加関税措置発動。	9月24日

（注）太枠部分はそれぞれ米国による措置発動とそれに対する中国の報復措置発動を示す。

（出典）各種資料を基に筆者作成。

<sup>34</sup> 「米中衝突 ペンス副大統領演説 米、対中融和を転換」『日本経済新聞』2018.11.2などを参照。

<sup>35</sup> 今後、米国が新たな関税措置を発動した場合、中国は同規模の措置で対抗することができないため、米国製品の不買運動や米国への渡航制限等が行われる可能性が指摘されている（「報復措置 中国に手詰まり感 米国債売却など難しく」『産経新聞』2018.8.6などを参照）。

<sup>36</sup> 川瀬剛志「米中のエゴによる暴挙でWTOが著しく弱体化」『週刊東洋経済』6806号、2018.8.4、p.53。

一連の措置により、両国経済も影響を受け始めている。米国による7月6日と8月23日の措置は主に中間財を対象としたものであったが、9月24日の措置の対象品目には家電や家具といった消費財が多く含まれており、規模も大きいことから、米国内でインフレ等の影響が生じるのではないかと指摘がある<sup>37</sup>。また、中国も消費や対中投資に影響が現れていることが指摘されており、景気の腰折れを防ぐため、中国政府は減税や金融緩和等を実施している<sup>38</sup>。

### (3) 今後の見通し

2018年12月1日、トランプ大統領と習近平主席は、G20閉幕後のアルゼンチンで開催された首脳会談において、米国企業に対する技術移転の強制や知的財産保護等の問題について2019年3月1日を期限として交渉を行うことで合意した。協議期間中は、9月24日に発動された措置に係る関税率の引き上げは見送られる<sup>39</sup>。交渉妥結に向け、次官級協議や閣僚級協議が繰り返されたが、2月21日から24日までの期間で行われた閣僚級協議において、3月1日としていた交渉期限の延期が発表された。当該閣僚級協議では、中国による大豆や液化天然ガスの大量購入が合意され、技術移転の強制についても進展があったとされるが、トランプ政権が懸念する「中国製造2025」について中国が見直しに慎重なため、最終合意には至らなかったと報じられている<sup>40</sup>。米中は、最終合意を目指し、3月下旬を目処に首脳会談を開く予定である。

## 4 1962年通商拡大法232条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置

2018年5月23日、商務省はトランプ大統領の指示を受けて、鉄鋼、アルミニウムに続き自動車・自動車部品についても232条に基づく調査を開始した。自動車産業は、多くの先進国にとって主要な産業の一つであり、鉄鋼やアルミニウムと比較して生産額や貿易額も極めて大きいことから、232条に基づく措置が発動された場合の影響は計り知れず、各国から批判の声が相次いでいる。仮に自動車・自動車部品に一律20%の関税が賦課された場合、日本企業の自動車・自動車部品関連の輸出に係る関税は1.75兆円増加するとの試算もあり、日本企業にとっても影響は甚大である<sup>41</sup>。また、米国内の自動車価格の上昇分を米国の消費者が負担しなければならないことから、米国内でも批判が多い<sup>42</sup>。

2018年5月以降、調査を実施していた商務省は、2019年2月17日に報告書をトランプ大統領に提出した。本稿執筆時点では報告書の内容は公表されていないが、商務省は何らかの輸入制限が必要と大統領に提言した可能性が高いことが指摘されている<sup>43</sup>。輸入制限措置の発動の是非については2月17日から90日以内にトランプ大統領が判断することになる。

<sup>37</sup> 「米国内にインフレ圧力」『日本経済新聞』2018.9.19.

<sup>38</sup> 齋藤尚登「2019年の中国経済見通し：強まる景気減速感」2018.12.18. 大和総研グループウェブサイト <[https://www.dir.co.jp/report/research/economics/china/20181218\\_020529.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/economics/china/20181218_020529.pdf)>; 「中国経済の減速鮮明 18年成長率28年ぶり低水準」『日本経済新聞』2019.1.22などを参照。

<sup>39</sup> 「米、対中追加関税を猶予」『日本経済新聞』2018.12.3.

<sup>40</sup> 「米中ひとまず「休戦」 トランプ氏、関税上げ留保 景気・株価へ波及警戒」『日本経済新聞』2019.2.26.

<sup>41</sup> 小林俊介・廣野洋太「続・米中通商戦争のインパクト試算」2018.7.20. 大和総研グループウェブサイト <[https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20180720\\_020214.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20180720_020214.pdf)>

<sup>42</sup> 「公聴会で自動車業界、追加関税に圧倒的多数の反対意見」『ビジネス短信』2018.7.26などを参照。

<sup>43</sup> 「米の車輸入制限巡る報告書 商務省、大統領に提出」『日本経済新聞』2019.2.18, 夕刊; “Draft Section 232 autos report includes three options for Trump,” *Inside U.S. Trade*, January 10, 2019などを参照。

## II 既存の通商協定の再交渉

本章では、2018年以降のトランプ政権による既存のFTA（Free Trade Agreement. 自由貿易協定）<sup>44</sup>といった通商協定の再交渉に係る経緯、概要等について整理する。

### 1 米韓 FTA 再交渉

#### (1) 再交渉の経緯

トランプ大統領は、米韓 FTA 発効を契機として自動車等について対韓貿易赤字が膨らんだと主張し、2017年6月30日の文在寅大統領との会談において米韓 FTA 再交渉を要求した<sup>45</sup>。当初、韓国は再交渉に否定的であったが、米韓 FTA の破棄も辞さないとするトランプ大統領の発言や北朝鮮情勢の緊迫化等の影響もあり、2017年10月には米国の要求を受け入れ、再交渉に合意した<sup>46</sup>。再交渉は2018年1月5日に開始され、3月28日に合意された。わずか3か月という短期間で合意の背景には、米国が在韓米軍の撤退、縮小や232条に基づく鉄鋼、アルミニウムへの追加関税措置をちらつかせ、韓国に圧力をかけたことがあると指摘されている<sup>47</sup>。

#### (2) 合意内容

再交渉の最大の争点であった自動車については、米国の韓国からのトラック輸入に係る関税（25%）の撤廃期限が2021年から2041年まで延長されることに加え、米国の安全基準を満たすことで韓国への輸出が認められる米国車の台数を2.5万台から5万台に拡大することが決まった<sup>48</sup>。

また、米韓 FTA 再交渉とは別枠で鉄鋼と為替に関する交渉も行われた。鉄鋼については、韓国が2015～2017年における対米輸出数量の平均の70%以内に輸出を自主規制する代わりに、米国が232条に基づく鉄鋼への追加関税賦課を免除することが決まった。なお、韓国によるこうした鉄鋼の輸出自主規制については、WTO 協定違反であるとの指摘がある<sup>49</sup>。また、為替については、両国が競争的な通貨切下げを禁じる為替条項の導入で合意したと報じられたが<sup>50</sup>、為替条項については米国が財務当局間で合意に達したと発表する一方、韓国が合意を認めないと説明するなど矛盾が生じており、本稿執筆時点ではその扱いは明らかになっていない<sup>51</sup>。

### 2 NAFTA 再交渉

#### (1) 再交渉の経緯

2017年8月、米国、カナダ、メキシコの3か国からなる北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）の再交渉が開始された。再交渉開始の背景には、1994年発効の

<sup>44</sup> 締約国・地域間で、物品・サービス貿易に係る障壁の撤廃・削減等を目指す協定。

<sup>45</sup> 「トランプ氏 「米韓 FTA、再交渉」 韓国大統領に提案」『日本経済新聞』2017.7.1.

<sup>46</sup> 菊池しのぶ「米韓通商交渉の最近の動向」『みずほインサイト』2018.4.3. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as180403.pdf>>

<sup>47</sup> 「米、再交渉で対韓 FTA 押し切る 米軍撤収もカード」『日本経済新聞』2018.3.29などを参照。

<sup>48</sup> 菊池 前掲注(46)

<sup>49</sup> 川瀬 前掲注(15)

<sup>50</sup> 「米、韓国の通貨安誘導禁止 FTA 見直しも合意」『日本経済新聞』2018.3.28、夕刊などを参照。

<sup>51</sup> 「為替条項巡り 米韓主張に溝」『日本経済新聞』2018.9.27.

NAFTA にその後の技術革新といった時代の変化を反映させる必要性<sup>52</sup>や、NAFTA により多くの雇用がメキシコに奪われたと主張するトランプ大統領が NAFTA の再交渉又は離脱を公約に掲げていた点<sup>53</sup>などがあったことが挙げられる。

再交渉は、米国が自動車・自動車部品の原産地規則<sup>54</sup>等について保護主義的な主張を繰り返したことから、カナダ、メキシコが反発し、一時膠着状態に陥った。痺れを切らしたトランプ政権はメキシコに2国間のFTA交渉を持ち掛け、2018年8月27日に大枠合意に達した。両国が2国間で合意を急いだ背景には、11月の中間選挙に向けて実績を作りたいトランプ政権と、12月の政権交代前にNAFTA再交渉の決着をつけたいペニャニエト（Enrique Peña Nieto）政権の思惑が一致したためである<sup>55</sup>。米国とメキシコの合意を受け、従来の3か国の枠組み維持を望む声が強まる中<sup>56</sup>、米国・カナダ間の交渉も進展し、9月30日に合意に達し、NAFTAの再交渉は妥結した。大統領選期間中からNAFTAを批判し続け、当該協定の名称を嫌うトランプ大統領の意向もあり、新たな協定は米国・メキシコ・カナダ協定（United States-Mexico-Canada Agreement: USMCA）とされることとなった<sup>57</sup>。

## (2) USMCA の主な内容

USMCA は、コンピュータプログラム等への関税不賦課や政府によるソースコード等の開示要求禁止といった内容を含むデジタル貿易に関する章を新設<sup>58</sup>するなど、NAFTAの近代化には成功したとされるが、最も注目を集めたのは自動車・自動車部品に関する原産地規則の改定である<sup>59</sup>。従来は62.5%であった域内調達率を3年かけて段階的に75～85%まで引き上げるほか、域内の完成車メーカーが購入する鉄鋼、アルミニウムの域内調達率を70%以上とする条項や、時給16ドル以上の労働者による生産割合を40～45%とする賃金条項も新たに設けられた<sup>60</sup>。また、トランプ政権が232条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置を発動した場合、カナダ、メキシコ産の乗用車等は年間230万台まで当該措置の対象外とされることや、自動車

<sup>52</sup> 羽生田慶介「NAFTA 再交渉、「近代化」が第一の目的」『日経ビジネス』2017.6.14. <<https://business.nikkei.com/atcl/report/15/110879/061100693/>>

<sup>53</sup> 国立国会図書館調査及び立法考査局「アメリカ新政権と日米関係の展望」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』929号, 2016.12.8, p.9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10225342\\_po\\_0929.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10225342_po_0929.pdf?contentNo=1)>などを参照。

<sup>54</sup> FTA が締結されると、締約国・地域からの輸入に対し課される関税が撤廃もしくは削減されるため、締約国・地域はあらかじめ締約国・地域の原産品として認められる製品についての規則を定めておく必要がある。この規則を原産地規則という。締約国・地域内での加工・製造による付加価値が最終製品全体の価値に占める割合が一定以上の場合に原産品と認める付加価値基準や、締約国・地域内である特定の製造・加工作業が行われた場合に当該作業が行われた国の原産品とする加工工程基準などがある。

<sup>55</sup> みずほ銀行国際戦略情報部「【米国・メキシコ・カナダ】Tracking Trump ⑤ ～米国・メキシコ・カナダ協定合意」『Mizuho Country Focus』2018.11.5. <[https://www.mizuho.com/country\\_focus/pdf/18\\_21\\_mcf.pdf](https://www.mizuho.com/country_focus/pdf/18_21_mcf.pdf)>

<sup>56</sup> 「米与党・産業界 「3カ国合意を」」『日本経済新聞』2018.9.1, 夕刊などを参照。

<sup>57</sup> みずほ銀行国際戦略情報部 前掲注(55)などを参照。

<sup>58</sup> “Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada Text,” November 30, 2018. USTR website <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>>

<sup>59</sup> 「NAFTA 再交渉合意 米での車生産増促す 域内部品調達率上げ」『読売新聞』2018.10.2; 渡辺亮司「新 NAFTA (USMCA) 暫定合意の評価」2018.10.19. 住友商事グローバルリサーチウェブサイト <<https://www.scgr.co.jp/report/column/2018101934843/>>などを参照。

<sup>60</sup> 三菱UFJフィナンシャルグループ「NAFTA 再交渉アップデート 米墨加3カ国協定 (USMCA) 自動車原産地規則の概要」2018.11. <<https://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/20181128.pdf>>などを参照。なお、USMCAの原産地規則については、今後、解釈や適用に関する統一規則 (Uniform Regulation) が策定される予定であり、本稿執筆時点では不明な点が多い (志賀大祐「新 NAFTA (USMCA) がもたらす影響とは」『mizuho global news』101号, 2019.2・3, pp.5-11. <[https://www.mizuho.com/globalnews/pdf/global1902-03\\_01.pdf](https://www.mizuho.com/globalnews/pdf/global1902-03_01.pdf)>などを参照)。

部品に関する対米輸出枠の設定なども盛り込まれた。他の FTA には見られない特徴的な条項として、競争的な通貨切下げ等について自制を促す為替条項や、締約国が 6 年ごとに協議を行い、全加盟国が次の 16 年間に於ける協定の継続意思を示さない USMCA が失効するサンセット条項<sup>61</sup>、締約国と中国等の非市場経済国との FTA 締結を契機とした USMCA 失効を可能にする条項なども盛り込まれた<sup>62</sup>。

なお、WTO 協定は、いずれかの加盟国・地域に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国・地域に対して与えなければならないとする最恵国待遇をその基本原則の一つとしている。したがって、締約国・地域間のみで関税削減等を行う協定が当該原則の例外として認められるためには、①締約国・地域間の貿易障壁を実質上全て<sup>63</sup>撤廃、②当該協定締結以前と比較して貿易障壁が高度又は制限的にならない、といった GATT24 条の条件を満たさなければならない。USMCA については、自動車・自動車部品の関連規定の改定等により、NAFTA と比較して貿易制限的な内容を含むため、GATT24 条に違反するのではないかといった指摘もある<sup>64</sup>。

### III 今後交渉予定の通商協定等

#### 1 米 EU 間の貿易協議

トランプ大統領は、かねてより対 EU 貿易赤字を批判しており、特に、自動車輸出により巨額の対米貿易黒字を積み上げるドイツに対して批判を繰り返していた。また、自動車に係る関税について、米国側は 2.5% であるにもかかわらず EU 側は 10% である点についても不満を示していた。こうした中、トランプ政権が 232 条に基づく鉄鋼、アルミニウムに対する追加関税措置を発動させ (I.2 参照)、EU がそれに対して報復措置を発動し、さらにトランプ大統領が EU からの自動車輸入に対し 20% の追加関税を賦課する報復措置を示唆するなど、米 EU 間の摩擦は悪化していった。また、232 条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置に係る調査が開始されたことについても EU は激しく反発し、摩擦に拍車をかけた<sup>65</sup>。

こうした状況を受け、2018 年 7 月 5 日、ドイツのメルケル首相は、EU 側の自動車関税の引下げ交渉に応じる余地があると発言し、米国による自動車関税引上げを回避し、米 EU 間の摩擦を打開するための動きが本格化し始めた<sup>66</sup>。7 月 25 日には EU のユンカー (Jean-Claude Juncker) 欧州委員会 (European Commission) 委員長が訪米してトランプ大統領と会談し、自動車を除く工業製品の関税や補助金撤廃、サービス・医療機器に係る非関税障壁の撤廃を目的とした協定

<sup>61</sup> サンセット条項は、USMCA の先行きを不透明にさせることで NAFTA 域内における投資の不確実性を作り出し、米国企業の海外生産を抑制するために設けられたことが指摘されている (Gary Hufbauer and Steven Globerman, “The United States–Mexico–Canada Agreement: Overview and Outlook,” *Fraser Research Bulletin*, November 2018. <<https://www.fraserinstitute.org/sites/default/files/us-mexico-canada-agreement-overview.pdf>>)。

<sup>62</sup> 三菱 UFJ フィナンシャルグループ 前掲注(60)などを参照。

<sup>63</sup> 「実質上全て」は必ずしも明確に定義されていないが、一般的には、締約国・地域間の貿易量の 90% 以上について関税を撤廃し、撤廃の対象から特定分野を一括除外しないことなどが求められると解される。

<sup>64</sup> European Parliamentary Research Service, “United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA): Potential Impact on EU companies”, December 2018. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2018/630341/EPRS\\_ATA\(2018\)630341\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2018/630341/EPRS_ATA(2018)630341_EN.pdf)>; “EU think tank questions USMCA’s compliance with WTO obligations,” *Inside U.S. Trade*, December 17, 2018.

<sup>65</sup> 田中友義「トランプ保護主義と欧米貿易摩擦—報復的対立から相互利益の関係を模索—」『国際貿易と投資』114号, 2018.12, pp.56-70 などを参照。

<sup>66</sup> 「車関税 下げの用意 メルケル氏、対米交渉に言及」『日本経済新聞』2018.7.6 などを参照。

交渉の開始が公表された。また、当該交渉が行われている期間中は、232 条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置が発動されても、EU には適用されないことも合意された<sup>67</sup>。

当該協定について、米 EU は 2018 年 7 月時点では農業分野を含めないことで合意していたものの、トランプ大統領の意向を受け、米国は EU に対して農業分野も含めるよう要求している。一方、EU は、農業大国であるフランスの反対などもあり、農業分野を含めることには慎重である。また、米 EU 間のみで関税削減等を行う協定が WTO 協定と整合的であるためには、USMCA と同様、GATT24 条の条件を満たさなければならない。しかし、自動車分野を除外すると GATT24 条の条件を満たせなくなるおそれがあることから、EU は自動車分野も当該協定に含めるよう求めている。一方、米国は小型トラックの高関税に議論が及ぶのを避けるため、EU の要求には応じないものと見られる<sup>68</sup>。

## 2 TAG

### (1) 交渉開始に至る経緯

トランプ政権発足後の日米間における通商協議の枠組みに関しては、まず、2017 年 2 月の日米首脳会談において、麻生太郎副総理、ペンス (Michael Richard Pence) 副大統領の下で日米間の貿易、投資のルール等に関する議論を行う「日米経済対話」の開始について合意された<sup>69</sup>。当該対話は 2017 年 4 月、10 月に実施されたが、当該対話において慢性的な対日貿易赤字解消を目的とした 2 国間貿易交渉を開始したい米国は、より長期的な日米協力関係の構築等を目指す日本に対して不満を募らせ、2018 年 4 月には新たに「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」(Talks for Free, Fair and Reciprocal Trade Deals: FFR) の開始が合意された<sup>70</sup>。

FFR については、2018 年 8 月、茂木敏充経済財政・再生相とライトハイザー (Robert Lighthizer) USTR 代表の下で第 1 回の会合が開催された。当該会合においては、大詰めを迎えていた NAFTA 再交渉の影響等もあり、日米双方の主張の再確認等のみで終了した<sup>71</sup>。その後、9 月 25 日に第 2 回の FFR を経て、翌 26 日に開催された日米首脳会談において日米物品貿易協定 (TAG) 交渉開始が合意された<sup>72</sup>。また、TAG 交渉期間中は、232 条に基づく米国の自動車・自動車部品に対する追加関税措置が発動されても、日本には適用されないこととなった<sup>73</sup>。

### (2) TAG の内容

本稿執筆時点では TAG 交渉が開始されていないため、TAG の具体的な内容は不明である。

<sup>67</sup> 「米 EU、関税撤廃交渉へ 工業製品 車は棚上げ示唆 首脳合意」『日本経済新聞』2018.7.26, 夕刊などを参照。なお、米国と EU の間では、両国・地域間の FTA である TTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership. 環大西洋パートナーシップ協定) 交渉が 2013 年 7 月から行われていたが、トランプ政権発足後は具体的な交渉は行われておらず、実質的に交渉停止状態にある (「欧州委、「米国との TTIP 交渉は停止状態」との見解示す」『ビジネス短信』2017.2.1 などを参照)。

<sup>68</sup> 「米「農産品協議求める」 対 EU で方針発表」『日本経済新聞』2019.1.12, 夕刊。

<sup>69</sup> 「日米首脳会談」2017.2.10. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1\\_000297.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000297.html)>

<sup>70</sup> 「日米首脳会談」2018.4.18. 同上 <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4\\_003937.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_003937.html)>

<sup>71</sup> 「日米貿易協議初会合 「2 国間」の圧力強まる」『日本経済新聞』2018.8.11 などを参照。

<sup>72</sup> 「日米首脳会談」2018.9.26. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4\\_004367.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_004367.html)> なお、米国は、2018 年 9 月 26 日に交渉開始が合意された日米間の協定について「TAG」という名称を用いておらず、USJTA (United States-Japan Trade Agreement) といった名称を用いているが、本稿では TAG の名称を用いることとする。

<sup>73</sup> 菅原淳一「日米物品貿易協定交渉開始で合意」『みずほインサイト』2018.9.27. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl180927.pdf>>

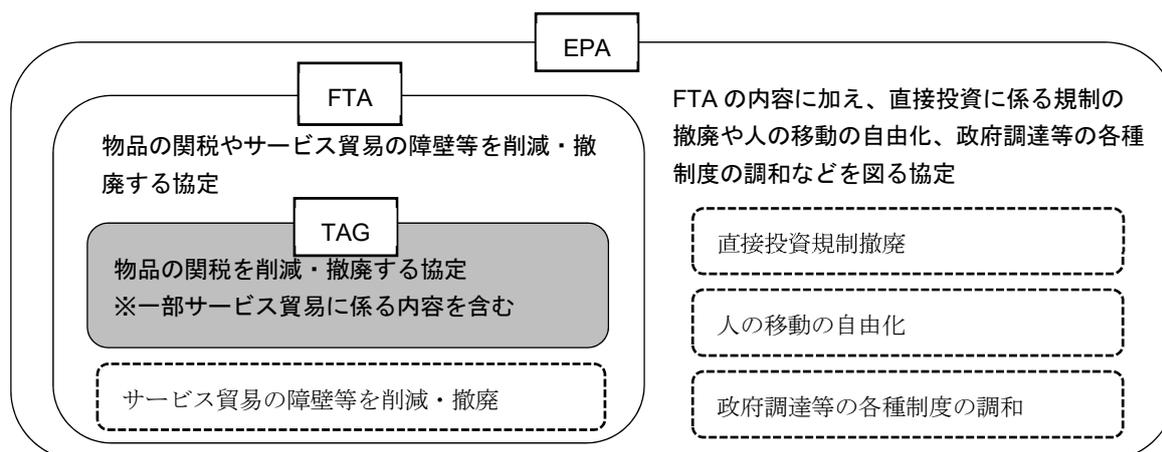
しかし、日本は TAG を物品の関税撤廃・削減を中心に、早期の交渉妥結が見込まれる一部サービス分野等における貿易障壁の撤廃・削減等を含む内容<sup>74</sup>と想定する一方、米国はサービス貿易や各種制度の調和等も含む FTA<sup>75</sup>に該当する内容を想定しており、両者の認識は異なっている<sup>76</sup>。実際、USTR が議会に提出した TAG の交渉目的に関する文書には、物品貿易以外の分野が多数含まれている<sup>77</sup>。

交渉において争点になる可能性が高い分野としては、まず、自動車・自動車部品等が挙げられる。当該分野については、トランプ大統領が日本の貿易黒字を問題視しているが、日本側の関税は既にゼロであることから、米国が日本に対し輸出自主規制等を求めてくる可能性が指摘されている。また、米国は USMCA で導入した為替条項を日本に対しても要求するのではないかといった見方もある<sup>78</sup>。

### (3) TAG の名称

日本は、先述のとおり TAG を物品の関税撤廃・削減を中心とした協定とする想定である。したがって、日本政府が過去に締結してきた EPA 等とは協定の内容が異なることから、これまでに使用されたことのない TAG という名称を新たに用いたとされる（図 2 参照）。また、FFR 等

図 2 TAG と日本政府が定義する FTA、EPA 等との関係



(注) 上図のとおり、日本政府が定義する FTA と EPA は異なる概念であるが、諸外国・地域において FTA と呼ばれる協定は、物品・サービス貿易以外の分野も含んでいるのが一般的であり、日本政府が定義する EPA と実質的な差はない。

(出典) 各種資料を基に筆者作成。

<sup>74</sup> 「日米共同声明」2018.9.26. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/files/000402972.pdf>>

<sup>75</sup> 日本政府は、締約国・地域間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定を FTA、FTA の内容に加え、政府調達などの各種経済制度の調和等も含むより包括的な協定を EPA (Economic Partnership Agreement. 経済連携協定) と定義し、日本は EPA を推進してきたとしている（「経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)」2017.12.19. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>>）。なお、諸外国・地域において FTA と呼ばれる協定は、物品・サービス貿易以外の分野も含んでいるのが一般的であり、日本政府が定義する EPA と実質的な差はない。

<sup>76</sup> 「貿易 「TAG」という言葉 使わない 日米関係 ハガティ駐日大使に聞く」『朝日新聞』2019.2.5 などを参照。

<sup>77</sup> USTR, “United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations: Summary of Specific Negotiating Objectives,” December 2018. <[https://ustr.gov/sites/default/files/2018.12.21\\_Summary\\_of\\_U.S.-Japan\\_Negotiating\\_Objectives.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2018.12.21_Summary_of_U.S.-Japan_Negotiating_Objectives.pdf)>

<sup>78</sup> 菅原淳一「米国の「対日貿易交渉目的」の検討」『みずほレポート』2019.1.18. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report19-0118.pdf>>; 「米、車貿易の改善要求へ 対日交渉 議会に 22 項目通知 日本、数量制限を警戒」『日本経済新聞』2018.12.23 などを参照。

を日米 FTA の予備協議ではないとしてきた安倍晋三首相の国会答弁等との整合を図るため、日米間の新たな貿易協定を指す用語には FTA 以外の名称を用いる必要があったとの指摘もある<sup>79</sup>。

なお、TAG についても、USMCA 等と同様、WTO 協定と整合的な内容とするには GATT24 条の条件を満たさなければならない。しかし、GATT24 条を満たす協定は、一般的には FTA と呼称されることから、TAG の対象を日本政府の主張のとおり物品貿易を中心としたものに限定したとしても、国際経済法的な観点からは FTA と同義であるとする指摘は多い<sup>80</sup>。

### 3 WTO 改革

#### (1) 日米 EU による WTO 改革に向けた動き

WTO は、ドーハラウンド交渉の停滞やデジタル貿易・電子商取引等の新しい政策課題への対応、産業補助金といった WTO 加盟国・地域の施策に関する透明性向上などの多くの課題を抱えており、WTO 改革の必要性が指摘されている。また、トランプ大統領が WTO 脱退も辞さない姿勢を見せていることから、米国とともに改革を進めることで、米国の WTO への関与を確保する必要もある<sup>81</sup>。

こうした状況を受け、日米 EU の貿易担当大臣は、2018 年 9 月 25 日に WTO 改革に係る共同声明を公表した<sup>82</sup>。当該声明では、中国を念頭に、国有企業に対する産業補助金の供与や技術移転の強制等について強い懸念を表明し、今後、新たなルール作りに向け議論を深めていくとした。また、産業補助金に関しては、従来 WTO 協定上で補助金導入国から WTO への通報義務が課されていたものの、当該義務が必ずしも遵守されていないことから、共同声明公表後の 11 月 1 日、日米 EU 等により、通報義務強化を図る提案が WTO 物品理事会に提出された。当該提案では、WTO 加盟国・地域が通報義務を遵守しない場合、WTO 分担金の上乗せや WTO の理事会等の議長就任を認めないといった措置を科すことを提案している<sup>83</sup>。

また、共同声明では、デジタル貿易・電子商取引についても、WTO 協定の近代化やデータ・セキュリティを通じたビジネス環境の向上等で合意された。デジタル貿易・電子商取引については、2019 年 6 月に大阪で開催予定の G20 でも本格的な議論が行われる予定である<sup>84</sup>。

#### (2) WTO 紛争解決機関の上級委員会における委員の選任・再任

WTO 紛争解決機関 (DSB)<sup>85</sup>の第二審に相当する上級委員会は、7 名の委員で構成される。

<sup>79</sup> 「核心 首相答弁に合わせる図式 合意文書 日米でズレ 「実質 FTA」」『東京新聞』2018.10.4; 「時時刻刻 TAG ずれる日米 首相 「3 文字で何て呼ぶの」こだわった呼称」『朝日新聞』2018.11.6 などを参照。

<sup>80</sup> 菅原淳一「日米物品貿易協定 実態は 2 国間の FTA 対米自動車輸出規制も」『エコノミスト』4571 号, 2018.10.16, p.14 などを参照。

<sup>81</sup> 「WTO 高まる改革機運」『日本経済新聞』2018.9.18 などを参照。

<sup>82</sup> 「日米欧三極貿易大臣会合 共同声明 (仮訳)」2018.9.25. 経済産業省ウェブサイト <<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180925004/20180925004-1.pdf>>

<sup>83</sup> World Trade Organization, “Procedures to Enhance Transparency and Strengthen Notification Requirements Under WTO Agreements,” 1 November 2018. <[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE\\_Search/DDFDocuments/249337/q/Jobs/GC/204.pdf](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/DDFDocuments/249337/q/Jobs/GC/204.pdf)>

<sup>84</sup> 「首相「データ越境、自由に」 ダボス会議演説 国際ルールを提唱」『日本経済新聞』2019.1.24.

<sup>85</sup> WTO における紛争解決のプロセスは、申立国と被申立国との間での 2 国間の協議から開始される。当該協議において 60 日以内に紛争を解決できない場合、申立国は第一審に相当する小委員会 (パネル) 設置を要請できる。パネルは、パネル設置が合意された日から原則として 6 か月を超えない期間に当事国に対し報告書を送付する。当時国がパネルの報告書の論旨に異議がある場合は、第二審に相当する上級委員会においてパネルによる法的解釈の妥当性について改めて審理を行うよう要請できる。

上級委員の任期は4年であり、1回に限り再任が可能であるが、本稿執筆時点で任期切れにより4名が欠員となっており、上級委員会の審議を担当しているのは3名のみである。しかし、米国は、上級委員会がWTO紛争解決了解（DSU）等により割り当てられた役割を全うしていないと批判し<sup>86</sup>、上級委員の選任・再任を拒否している<sup>87</sup>。上級委員会では1案件を3名の委員で担当することとなっているため、現在は最低限の人員で運営されている状態であるが、このうちの2名も2019年12月には任期が切れる予定であることから、それまでに委員の選任・再任が行われなければ、DSBは機能停止状態に陥る。

米国のこうした動きを受け、EUは、上級委員の増員、任期の長期化や、上級委員会の役割をより厳密に定義するためのDSUの修正といった改革案を他のWTO加盟国とともに提案している<sup>88</sup>。しかし、米国は、EU等による提案に対し一定の評価はしつつも不十分であるとして、本稿執筆時点では解決の見通しは立っていない<sup>89</sup>。

## おわりに

米国による一方的な追加関税措置と、それに対する関係各国・地域の報復措置の応酬は、一見してWTO協定を遵守しているという体裁を整えつつも、WTOを通じた問題解決に限界を感じ、実力行使による自力救済を図ったものと言える<sup>90</sup>。また、一方的な追加関税措置をちらつかせて相手国・地域に自らの要求を飲ませる米国の手法に関しても、1995年のWTO体制発足後においては例を見ない手法であり、相手国・地域側の輸出自主規制などの措置についてWTO協定違反の疑いがある。こうした米国を中心とする各国の動向は、輸入品の価格上昇による消費者負担の増加やサプライチェーンの見直しを通じた生産コストの上昇といった悪影響を及ぼすにとどまらず、WTO協定の法の支配に基づく国際通商体制を瓦解させかねないリスクをはらんでいる<sup>91</sup>。

2019年、日本は大阪開催のG20で議長国を務める予定である<sup>92</sup>。米国による一方的措置が続く中、TPP11や日EU・EPAを妥結に導いてきた日本がG20の場でどのように議論を主導するのか、注目される。

<sup>86</sup> 具体的には、①上級委員会が90日間の報告送付期限を遵守していない、②上級委員会が第一審である小委員会の報告が対象とした法的問題及び小委員会の法的解釈の検討という役割を超えて事実の審理や加盟国の国内法の解釈を行っている、③上級委員会がその報告に先例拘束性があると主張している、といった論点を列挙し、上級委員会に対する批判を展開している（USTR, “2018 Trade Policy Agenda and 2017 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program,” March 2018, pp.22-28. <<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018/AR/2018%20Annual%20Report%20FINAL.PDF>>; 菅原 前掲注(24)などを参照）。

<sup>87</sup> 米国による上級委員の選任・再任拒否はオバマ政権時代の2016年から行われており、上級委員会に対する米国の問題意識はトランプ政権以前からのものである（伊藤一頼「WTO上級委員再任拒否問題を再考する—司法化の進展とその政治的統制の相克—」『日本国際経済法学会年報』27号, 2018, pp.97-115.）。

<sup>88</sup> World Trade Organization, “Communication from the European Union, China, Canada, India, Norway, New Zealand, Switzerland, Australia, Republic of Korea, Iceland, Singapore, Mexico and Costa Rica to the General Council,” 10 December 2018. <[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE\\_Search/DDFDocuments/250332/q/WT/GC/W752R1.pdf](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/DDFDocuments/250332/q/WT/GC/W752R1.pdf)>などを参照。

<sup>89</sup> 荒木一郎「WTOの停滞と日本の対応」『国際問題』678号, 2019.1・2, pp.15, 23などを参照。

<sup>90</sup> 菅原 前掲注(24)

<sup>91</sup> 川瀬 前掲注(36)

<sup>92</sup> 同上